

事務連絡
令和2年3月10日

三重県医師会 会長様
三重県産婦人科医会 会長様
三重県小児科医会 会長様
三重県病院協会 理事長様
三重県薬剤師会 会長様

三重県子ども・福祉部
子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る
公費負担医療（養育医療）の取扱いについて（依頼）

平素は、母子保健行政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合が考えられます。

そのような場合においても、患者への必要な医療の確保に万全を期す観点から、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より、別紙のとおり、公費負担医療の取り扱いについて、連絡がありました。

つきましては、本取扱いにつき、貴会会員の皆様へのご周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

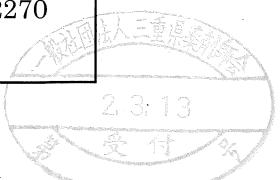
また、参考に、市町養育医療担当課一覧を添付させていただきます。

記

- 緊急の場合は、医療機関において養育医療券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。
- 医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入にあたっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

事務担当 三重県子ども・福祉部
子育て支援課 母子保健班 井上
TEL 059-224-2248/FAX 059-224-2270
E-mail inouek05@pref.mie.lg.jp

2313



事務連絡
令和2年3月4日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合が考えられます。

つきましては、そのような場合においても、患者への必要な医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、別紙1のとおり、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該患者に係る公費負担医療の請求等については、別紙2のとおり取扱われるようお願いします。

なお、(公社)日本医師会等に対しても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

別紙 1

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）

緊急の場合は、医療機関において被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）を提出した上で、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票に記載する結核指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に結核指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、結核指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において患者票を提出した上で、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(4) 特定疾患治療研究事業

緊急の場合は、医療機関において特定疾患治療研究事業の受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

緊急の場合は、医療機関において肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加証を提出した上で、同事業の指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

① 緊急の場合は、医療機関において療育券を提出した上で、指定医療機関以

外の医療機関でも受診できるものとする。

- ② 緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定小児慢性特定疾病医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定小児慢性特定疾病医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定小児慢性特定疾病医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）

緊急の場合は、医療機関において養育医療券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）

緊急の場合は、医療機関において本人確認証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）

緊急の場合は、医療機関において療養券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において公費負担医療の受給者証を提示した上で、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて関係県に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(5) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）

を付し、審査支払機関に請求すること。

(6) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給「38」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要ないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 衔の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 2 項に規定する医療支援給付「25」）、公費負担者番号（8 衔）、受給者番号（7 衔）を付し、審査支払機関に請求すること。

(11) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項第 2 号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 衔の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）、公費負担者番号（8 衔）、受給者番号（7 衔）を付し、審査支払機関に請求すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 衔の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）、公費負担者番号（8 衔）、受給者番号（7 衔）を付し、審査支払機関に請求すること。

※ なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

市町 養育医療担当課一覧

市町名	担当部課名	郵便番号	住所	電話
1 津市	健康づくり課	514-8611	津市西丸之内23番1号	059-229-3164
2 四日市市	こども保健福祉課	510-0085	四日市市諏訪町2-2	059-354-8187
3 伊勢市	健康課	516-0076	伊勢市八日市場町13-1	0596-27-2435
4 松阪市	健康づくり課	515-0078	松阪市春日町1丁目19番地	0598-20-8087
5 桑名市	子育て支援課母子保健係	511-8601	桑名市中央町二丁目37	0594-24-1380
6 鈴鹿市	健康づくり課	513-8701	鈴鹿市神戸1丁目18-18	059-382-2252
7 名張市	健康・子育て支援室	518-0492	名張市鶴之台1-1	0595-63-6970
8 尾鷲市	福祉・保健課	519-3618	尾鷲市美町5-5 尾鷲市福祉保健センター	0597-23-3871
9 亀山市	長寿健康課 健康づくりG	519-0164	亀山市芦若町545	0595-84-3316
10 鳥羽市	健康福祉課	517-0022	鳥羽市大明東町2-5 鳥羽市保健福祉センター ひだまり	0599-25-1146
11 熊野市	健康・長寿課	519-4324	熊野市井戸町1150	0597-89-3113
12 いなべ市	健康推進課	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜31	0594-86-7824
13 志摩市	健康推進課	517-0501	志摩市阿児町鵜方3098-1	0599-44-1100
14 伊賀市	健康推進課	518-0873	伊賀市上野丸之内500 ハイビア伊賀4F	0595-22-9653
15 木曽岬町	福祉健康課	493-8503	桑名郡木曾岬町大字西対海地251	0567-68-6119
16 東員町	健康づくり課	511-0295	東員町大字山田1600	0594-86-2803
17 茭野町	子ども家庭課	510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250	059-391-1124
18 朝日町	子育て健康課	510-8522	三重郡朝日町小向893	059-377-5652
19 川越町	健康推進課	510-8123	川越町大字豊田一色314	059-365-1399
20 多気町	健康福祉課	519-2181	多気郡多気町相可1600	0593-38-1114
21 明和町	福祉あゆみ課	515-0332	多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-7115
22 大台町	市民福祉課	519-2404	多気郡大台町佐原750	0598-82-3783
23 玉城町	保健福祉課	519-0433	度会郡玉城町勝田4876-1 (玉城町保健福祉社会館内)	0596-58-8000
24 度会町	福祉・保健課	516-2195	度会郡度会町棚橋12-15-1	0596-62-1112
25 大紀町	健康福祉課	519-2703	度会郡大紀町滝原1610-1	0598-86-2216
26 南伊勢町	子育て・福祉課	516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	0599-66-1114
27 紀北町	福祉・保健課	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島769-1	0597-46-3122
28 御浜町	健康福祉課	519-5292	南牟婁郡御浜町阿田和6120-1	05979-3-0508
29 紀宝町	かわい健康課	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿324	0735-33-0355